

米軍人・軍属による道路交通法違反事件に対する抗議決議

3月18日午前2時43分頃、北谷町宮城の路上で酒気を帯びた状態で車両を運転したとして道路交通法違反（酒気帯び運転）の容疑で在沖米空軍嘉手納航空基地所属の2等軍曹（25）が逮捕された。

沖縄署によると同容疑者からは、基準値（呼気1リットル中0.15ミリグラム）の約4倍のアルコールが検知されたという。

昨年12月から軍人・軍属の外出・基地外飲酒を制限する米軍の勤務時間外行動指針（リバティー制度）が大幅に緩和された後、住居侵入や酒気帯び運転など飲酒絡みの米兵による事件・事故が多発している。しかも指導的立場にある将校や取り締まる側の憲兵隊が飲酒がらみの事件を起こし逮捕されている。また、先日タイでは、在沖米空軍嘉手納航空基地所属の中佐（47）による女性暴行事件が発生しており、もはや米軍内部の組織統制が機能しておらず、過去にも県内で同様の事件が発生しており、決して座視出来るものではない。

北谷町議会は、在沖米軍人・軍属による度重なる事件や事故のたびに米軍当局や関係機関に対し、厳重に抗議し、綱紀粛正及び再発防止を要求してきたが、全く改善されず極めて遺憾である。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する。

記

1. リバティー制度の緩和措置を撤回し、規制を継続すること。
2. 日米地位協定を抜本的に改定すること。
3. 米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底すること。
4. 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で作成し、早期公表を行うこと。

以上、決議する。

平成27年3月24日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事
嘉手納基地第18航空団司令官

米軍人・軍属による道路交通法違反事件に対する意見書

3月18日午前2時43分頃、北谷町宮城の路上で酒気を帯びた状態で車両を運転したとして道路交通法違反（酒気帯び運転）の容疑で在沖米空軍嘉手納航空基地所属の2等軍曹（25）が逮捕された。

沖縄署によると同容疑者からは、基準値（呼気1リットル中0.15ミリグラム）の約4倍のアルコールが検知されたという。

昨年12月から軍人・軍属の外出・基地外飲酒を制限する米軍の勤務時間外行動指針（リバティー制度）が大幅に緩和された後、住居侵入や酒気帯び運転など飲酒絡みの米兵による事件・事故が多発している。しかも指導的立場にある将校や取り締まる側の憲兵隊が飲酒がらみの事件を起こし逮捕されている。また、先日タイでは、在沖米空軍嘉手納航空基地所属の中佐（47）による女性暴行事件が発生しており、もはや米軍内部の組織統制が機能しておらず、過去にも県内で同様の事件が発生しており、決して座視出来るものではない。

北谷町議会は、在沖米軍人・軍属による度重なる事件や事故のたびに米軍当局や関係機関に対し、厳重に抗議し、綱紀粛正及び再発防止を要求してきたが、全く改善されず極めて遺憾である。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

1. リバティー制度の緩和措置を撤回し、規制を継続させること。
2. 日米地位協定を抜本的に改定させること。
3. 米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
4. 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で作成し、早期公表を行わせること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月24日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長
沖縄県議会議長